

中山間地域農業直接支払事業について

見直し内容（詳細）

第3期対策

(1) 手続き面の見直し

① 都道府県

- -

【新たな措置】

- 法に基づく基本方針の策定
(国との協議)

② 市町村

- -

- 中山間地域等直接支払市町村基本方針

【新たな措置】

- 法に基づく促進計画の作成
(都道府県との協議)
- 促進計画に必要な事項を盛り込むことで対応
(対象農用地の基準、集落協定の共通事項、対象者及びその他必要な事項)

③ 農業者等

- 協定書の作成

【新たな措置】

- 法に基づく事業計画の作成
(市町村へ認定申請)
 - ・ 協定書は、事業計画に添付することとし、協定の認定手続きを事業計画の認定手続きと同時に行う。

(2) 制度面の見直し

① 交付単価

【基礎単価(8割単価)の活動内容】

- 農業生産活動等
- 多面的機能増進活動

【体制整備単価(満額単価)の活動内容】

- ◎ 農用地保全マップの作成

◎ 地域の実態に即しA又はB要件を選択

■ A要件 (2つ以上選択)

- ①協定農用地の拡大、②機械・農作業共同化、③高付加価値型農業、④地場産農産物等の加工販売、⑤農業生産条件の強化、⑥新規就農者の確保、⑦認定農業者の育成、⑧多様な担い手の確保、⑨担い手への農地集積、⑩担い手への農作業の委託

■ B要件 (1つ以上選択)

- ①集落を基礎とした営農組織の育成
- ②担い手への農用地の集積

■ C要件

- ・ 集团的かつ持続可能な体制整備

【基礎単価(8割単価)の活動内容】

- 「農業生産活動等」については、管理の対象とする水路・農道等が多面的機能支払実施要綱に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、「農用地に関する事項」から二つ以上選択

【体制整備単価(満額単価)の活動内容】

- ◎ 事業計画に添付する区域図に必要な事項を記入することで可

◎ 次の3要件のいずれかを実施

■ A要件

- ・ 以下の項目から、2つ以上選択※して実施
(人・農地プランとの整合を図る)
- ①機械・農作業共同化、②高付加価値型農業、③農業生産条件の強化、④担い手への農地集積、⑤担い手への農作業の委託
- ※条件により、①又は⑤の1つのみを選択

■ B要件 (1つ以上選択)

- ・ 集落協定参加者に、女性、若者、NPO等を加え、以下の項目から1つ以上選択
- ①新規就農者等による農業生産、②農産物の加工・販売、③消費・出資の呼び込み

■ C要件

- ・ 集团的かつ持続的な体制整備 (現行を維持)

② 加算措置

■集落連携促進加算

- ・ 本制度の実施集落が、未実施集落と連携し、地域活性化を担う人材確保等を行う場合に、協定内農用地全体に一定額を加算。

■小規模・高齢化集落支援加算

- ・ 小規模・高齢化集落内の対象農用地を含めて協定を締結した場合に、当該集落の対象農用地面積に応じて加算。

■規模拡大加算

■土地利用調整加算

■法人設立加算

廃止

■集落連携・機能維持加算へ移行

①集落協定の広域化<拡充>

- ・ 本制度の実施集落が他の集落と連携して新たな集落協定を締結し、新たな人材を確保しつつ、農業生産活動等を維持するための体制づくりを支援。

②小規模・高齢化集落の支援

<継続：小規模・高齢化集落支援加算>

- ・ 変更なし。

■超急傾斜農地保全管理加算<新規>

- ・ 超急傾斜の農地（田：1/10以上、畑：20度以上）のうち、その保全や有効活用に関する活動等に取り組む集落を支援。

※加算措置は、体制整備単価の要件を満たしている集落を対象

③ 免責事由

- 死亡・病気・高齢等
- 農業用施設用地
- 自然災害
- 収用適格事業等
- 農家後継者住宅 等

【追加】

- ・ 全額遡及返還の免責事由に①家族の介護その他これらに類する事由、②地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設への転用を追加。
- ・ 一部返還の事由に、①協定に参加する農家以外の者の住宅、②林業又は水産業関連施設（地域農林水産業振興施設を除く）への転用を追加。

④ 個人受給額の上限

- 個人の受給額上限：100万円

- 個人の受給額上限：250万円

⑤ その他

■会計経理の適正化

（平成26年9月19日付け農村振興局長通知及び中山間地域振興課長通知に定めた内容）

- 現地確認チェックリスト
- 活動日誌
- 共有財産管理台帳
- 機械等利用管理規定
- 機械等利用簿の書類の整備
- 第1期対策、第2期対策、第3期対策の交付金の経理区分の明確化